

Q.

ベトナムでの建設事業への参加について招聘を受けている。現地法人を設立せずに参加できると聞いているが、どのような規制や手続きがあるのか教えてほしい。

A

ベトナムの建設事業への参加するためには、建設許可書を取得したうえでプロジェクトオフィスを開設する必要があります。税務上の問題も複雑なことから、事前に専門家へ相談されることをお勧めします。

## 解説

### 1. 外国企業のベトナム国内の建設工事の請負い

外国企業はベトナムに現地法人を設立せずに建設工事を行うことができます。この条件として、建設プロジェクトが所在する場所を管轄する建設当局が発給する建設許可書を取得する必要があります。ベトナムの法律によれば、許可の条件として、ベトナム法に基づき設立された建設会社と提携するか、下請けとして採用しなければならないことになっています。ベトナム建設当局への申請者は外国

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)